

## 各種証明書及び手数料

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通450円</li> <li>・戸籍に記録されている方全員の身分事項のすべてを証明したものです。</li> </ul>
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通450円</li> <li>・戸籍に記録されている方のうち、必要とする方だけの身分事項のすべてを証明したものです。</li> </ul>
戸籍一部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通450円</li> <li>・戸籍に記録されている一部の事項を証明したものです。</li> </ul>
除籍全部事項証明書(除籍謄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通750円</li> <li>・婚姻、死亡、転籍などで全員が除籍になった戸籍に記録されている方全員の身分事項のすべてを証明したものです。</li> </ul>
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通750円</li> <li>・婚姻、死亡、転籍などで全員が除籍になった戸籍に記録されている方のうち、必要とする方だけの身分事項のすべてを証明したものです。</li> </ul>
除籍一部事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通750円</li> <li>・婚姻、死亡、転籍などで全員が除籍になった戸籍に記録されている一部の事項を証明したものです。</li> </ul>
平成改製原戸籍謄本・抄本 昭和改製原戸籍謄本・抄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通750円</li> <li>・法改正などにより作り変えられた従前の戸籍のことで、除籍と同様に取り扱われます。平成改製原戸籍は、電算化により改製(川西町は平成15年11月15日)された戸籍の従前の戸籍で、昭和改製原戸籍は、昭和32年の法務省令による新法戸籍(戸籍の編成単位を「家」単位から、「一組の夫婦及びこれと氏を同じくする子」を編成単位とする戸籍)の従前の戸籍のことで、</li> <li>・謄本は、改製原戸籍に記録されている方全員の身分事項のすべてを証明したもので、抄本は、改製原戸籍に記録されている方のうち、必要とする方だけの身分事項のすべてを証明したものです。</li> </ul>
戸籍の附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通300円</li> <li>・戸籍に記録されている方の住所の異動の履歴を証明するものです。</li> <li>・戸籍に記録されている一部の方の分か全員の分かを選んでいただけます。</li> </ul>
身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通300円</li> <li>・禁治産または準禁治産、破産、後見の登記のそれぞれの通知を受けていないことを証明するものです。</li> </ul>
住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通300円</li> <li>・世帯全員のものと必要な方だけのものがあります。使用目的に合わせて本籍記載が必要か不要か、続柄記載が必要か不要か、世帯の一部の方の分か世帯全員の分かを選んでいただけます。</li> </ul>
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 1通300円</li> <li>・世帯全員のものと必要な方だけのものがあります。使用目的に合わせて本籍記載が必要か不要か、続柄記載が必要か不要か、世帯の一部の方の分か世帯全員の分かを選んでいただけます。</li> </ul>